

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
- (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
- (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
- (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 1回線送電線のため
 #2 配電用変電所のため(高圧電源の系統連系の場合、N-1電制は対象外となります。)
- (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。なお、高圧系統に接続される電源の場合、N-1電制は対象外となります。
- (6) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
- (7) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
- (8) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開していません。
- (9) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量、運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	備考
							当該設備	上位系等考慮			
2	石狩幹線	110	2	174	87	熱容量	17	0	可	87	
4	石狩幹線	110	2	174	87	熱容量	3	0	可	87	
5	石狩幹線	110	2	188	94	熱容量	5	0	可	94	
6	石狩幹線	110	2	188	94	熱容量	9	0	可	94	
8	層雲峡線	110	1	51	51	熱容量	6	0	不可 #1	—	※1
10	大雪線	110	1	—	—	熱容量	19	0	—	—	◇
12	上川線	66	2	90	45	熱容量	16	0	可	45	
14	真狩別線	66	2	—	—	熱容量	5	0	—	—	◇
15	当麻支線	110	2	40	20	熱容量	25	0	可	20	
17	愛別1号支線・愛別2号支線	110	2	—	—	熱容量	16	0	—	—	◇
19	宮下地中線	66	2	108	54	熱容量	64	0	可	54	
21	三条地中線	66	2	106	53	熱容量	53	0	可	53	
22	新旭川線	66	2	182	91	熱容量	102	0	可	91	
24	永山線	66	2	46	23	熱容量	31	0	可	23	
26	他社線	66	1	—	—	熱容量	42	0	—	—	◇
27	忠別川線	66	2	82	41	熱容量	20	0	可	41	
28	忠別川線	66	2	82	41	熱容量	13	0	可	41	
30	江卸線	66	1	36	36	熱容量	12	0	不可 #1	—	※1
31	江卸線	66	1	—	—	熱容量	12	0	—	—	◇
33	志比内線	33	1	—	—	熱容量	4	0	—	—	◇
34	東川支線	66	2	46	23	熱容量	30	0	可	23	
36	新忠別支線	66	1	—	—	熱容量	7	0	—	—	◇
37	美瑛線	66	1	38	38	熱容量	38	0	不可 #1	—	※1
39	上富良野線	66	1	18	18	熱容量	18	0	不可 #1	—	※1
40	七条地中線	66	2	140	70	熱容量	75	0	可	70	
42	神居線	66	2	112	56	熱容量	63	0	可	56	
44	他社線	33	1	—	—	熱容量	13	0	—	—	◇

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	備考
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮			
1	旭川変電所	187	66	2	300	150	熱容量	111	0	可	100	
		110	66	2	200	100	熱容量	29	0	可	100	
		66	33	1	—	—	熱容量	8	0	—	—	◇
3	東光変電所	66	6.6	3	60	40	熱容量	20	0	不可 #2	—	※2
		110	6.6	3	45	30	熱容量	15	0	不可 #2	—	※2
7	安足間発電所	110	66	2	78	39	熱容量	49	0	可	39	
		66	6.6	1	4.5	4.5	熱容量	4	0	不可 #2	—	※1
9	層雲峡発電所	110	6.6	1	4.5	4.5	熱容量	4	0	不可 #2	—	
11	大雪発電所	110	6.6	1	1	1	熱容量	1	0	不可 #2	—	※1
13	上川発電所	66	6.6	1	6	6	熱容量	5	0	不可 #2	—	※1
16	当麻変電所	110	6.6	2	20	10	熱容量	10	0	不可 #2	—	
18	愛別発電所	110	6.6	1	6	6	熱容量	6	0	不可 #2	—	※1
20	三条変電所	66	6.6	3	50	30	熱容量	15	0	不可 #2	—	※2
23	新旭川変電所	66	6.6	2	30	15	熱容量	15	0	不可 #2	—	
25	永山変電所	66	6.6	2	25	10	熱容量	10	0	不可 #2	—	
29	忠別川発電所	66	33	1	—	—	熱容量	0	0	—	—	◇
		66	6.6	1	1.5	1.5	熱容量	0	0	不可 #2	—	※1
32	江卸発電所	66	6.6	1	4.5	4.5	熱容量	4	0	不可 #2	—	※1
35	東川変電所	66	6.6	2	25	10	熱容量	10	0	不可 #2	—	
38	美瑛変電所	66	6.6	2	20	10	熱容量	10	0	不可 #2	—	
41	七条変電所	66	6.6	1	20	20	熱容量	20	0	不可 #2	—	※1
43	神居変電所	66	6.6	2	30	15	熱容量	15	0	不可 #2	—	